



税など

家屋調査にご協力を



税務課では、新築や増築をした家屋（住宅や事務所、店舗、倉庫など）を対象に家屋調査を実施します。

この調査は、家屋の固定資産税額の基礎となる評価額を決定するためのものです。調査期間は来年1月末までの予定で、該当する家屋の所有者には事前に調査の日時を連絡しますので、協力をお願いします。

なお、調査に伺う町職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。不審に思われたときは提示を求め、確認してください。

また、家屋を取り壊した場合は所有者が税務課へ速やかに申し出てくださいます。

税務課課税第二係 ☎ 34・2113

暮らし・環境

大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、契約日から2週間以内に土地の所在する市町村に土地売買などの届出をしなければなりません。

区域	面積
市街化区域	2000平方メートル以上
市街化調整区域	5000平方メートル以上
都市計画区域外	1万平方メートル以上

届出方法

町内で土地取引を行った場合は、届出書に必要な事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、町に届け出てください。

届出書は町まちづくり推進室にあります。また県ホームページ（http://www.pref.nara.jp/4928.htm#hituyous_yoru）でも入手できます。

審査内容

土地の利用目的が、土地利用基本計

画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

県地域振興部地域政策課

☎ 0742・27・8484

町まちづくり推進室

☎ 34・2085

健康・福祉

10月から特別障害者手当・障害児福祉手当の金額が変わります

特別障害者手当・障害児福祉手当の

手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。しかし、平成12年度から14年度にかけて物価下落時に手当額を据置いたことから、本来の手当額よりも1・7%高い特例水準で支払われています。

今回、「児童扶養手当法による児童扶養手当額の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、

特例水準を平成25年度から27年度までの3年間で段階的に解消することになりました。10月からの手当額が次の表のとおり変更されます。

現在	26,260円
10月から	26,080円
平成26年度	25,890円
平成27年度	25,820円

現在	14,280円
10月から	14,180円
平成26年度	14,080円
平成27年度	14,040円

健康福祉課障害福祉係

☎ 34・2090



10月の納付（普通徴収分）

納期限 **10月31日**(木)

種類

- 町県民税（第3期分）
- 国民健康保険税（第4期分）
- 介護保険料（第4期分）
- 後期高齢者医療保険料(第4期分)



安全で便利な

口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

※5月からコンビニ納付が可能になりました。曜日や時間を気にすることなく納付でき、手数料も不要です。ぜひご利用ください。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

児童扶養手当・特別児童扶養手当の
手当額は、毎年の消費者物価指数の変
動に応じて手当額を改定する物価スラ
イド措置がとられています。しかし、
平成12年度から14年度にかけて物価下
落時に手当額を据置いたことから、本
来の手当額よりも1・7%高い特例水
準で支払われています。

今回、「児童扶養手当法による児童
扶養手当額の額等の改定の特例に関す
る法律」が一部改正されたことに伴い、
特例水準を平成25年度から27年度まで
の3年間で段階的に解消することにな
りました。10月からの手当額が下の表
のとおり変更されます。

**10月から児童扶養手当・
特別児童扶養手当の手当額が
変わります**

児童扶養手当の額

	現在	10月から	平成26年度	平成27年度
全部支給 (月額)	41,430円	41,140円	40,850円	40,730円
一部支給 (月額)	41,420円 ～9,780円	41,130円 ～9,710円	40,840円 ～9,640円	40,720円 ～9,610円

特別児童扶養手当の額

	現在	10月から	平成26年度	平成27年度
1級	50,400円	50,050円	49,700円	49,550円
2級	33,570円	33,330円	33,100円	33,000円

児童扶養手当を受給している人は
8月中に、特別児童扶養手当を受給し
ている人は9月10日までに、「現況届」
を健康福祉課子育て支援係へ提出して
いただいています。この届けは、手当
を引き続き受給できるかどうかの確認
をするための大切な手続きです。8月
分以降も続けて手当を受けるために、

**早急に児童扶養手当・特別児童
扶養手当の現況届の提出を**



子育て・教育

☎ 健康福祉課子育て支援係
34・2098

☎ 必ず提出してください。
健康福祉課子育て支援係
34・2098

二階堂養護学校の 教育相談・体験学習

県立二階堂養護学校では、障がいの
ある幼児や児童・生徒と保護者に対し
て、就学や療育・教育についての教育
相談、体験学習を実施しています。

教育相談

小学部 毎週火・木・金曜日(午前10
時～正午)、毎週月・金曜日(午後1
時30分～3時)

中学部 毎週火・木・金曜日(午前9
時40分～正午)

高等部 毎週火・水・木曜日(午前9
時40分～正午)

※他の曜日を希望する場合は、ご相談
ください。

体験学習

小学部 10月25日(金)

(対象は来年度就学幼児)

中学部 毎週火・木・金曜日(随時)

高等部 随時

※いずれも、電話での事前予約が必要
です。

☎ **申込** 県立二階堂養護学校(☎
0743・64・3081)へ電話で。